第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第八条第一項各号」を「前条第一項各号」に改め、「設置している者（以下」の下に「この条において」を加え、「次に」を「第九条第一項各号に」に、「エネルギー管理員」を「前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第一種指定事業者は」の下に「、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には」を加え、「前項第一号に掲げる者のうちから」を「当該」に改め、「に選任した者」を削り、同条第四項を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（第二種エネルギー管理指定工場等の指定等）

第十三条　経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2　特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（第四項及び次条第一項において「第二種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（同条において「第二種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　事業を行わなくなつたとき。

二　第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3　経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

4　経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を同項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5　経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第十七条を削り、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「、毎年度」を削り、「により」の下に「、定期に」を加え、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十四条　第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2　第二種特定事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3　第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第十八条を削る。

第十九条第一項、第二項及び第三項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款　特定連鎖化事業者に係る措置

第十九条の二及び第十九条の三を削る。

第二十条を次のように改める。

（エネルギー管理企画推進者）

第二十条　特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

2　特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3　特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十条の前に次の一条を加える。

（エネルギー管理統括者）

第十九条　特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。）又は管理関係事業者（同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。）である場合を除く。以下この款及び第四十八条第二項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、第二十六条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2　エネルギー管理統括者は、特定連鎖化事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3　特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第九十九条第一号中「第七条の二第三項（第七条の三第四項において準用し、及びこれらの規定を第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第十三条第三項（第十八条第一項及び第十九条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を「第八条第三項、第九条第三項、第十一条第二項、第十二条第三項、第十四条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第四十一条第二項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条を第百七十四条とする。

第九十八条中「第九十三条第二号」を「第百六十八条第二号」に、「第九十五条又は第九十六条」を「第百七十条又は第百七十一条」に改め、同条第二号中「第二十二条第一項（第二十五条」を「第五十八条」に改め、同条を第百七十三条とする。

第九十七条第一号中「第二十五条」を「第五十八条」に改め、同条第二号中「第二十二条第一項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第六十六条第一項若しくは第七十八条第一項」に、「第三十三条第二項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第六十六条第二項若しくは第七十八条第二項」に改め、同条第三号中「第三十七条」を「第七十三条」に改め、同条第四号中「第八十七条第四項」を「第百六十二条第四項」に改め、同条を第百七十二条とする。